

鳥取県告示第 257 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 20 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市百谷字小礮羅364の1、365から369まで、字小滝370、字大滝371、字左り小礮羅372から375まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市立川町一丁目171、立川町四丁目214、218の1、222、223、卯垣一丁目303から307まで、313、325、326、331、340の1、343、345、349、351、353、354、356、浜坂字清水ヶ谷1109、字上ノ山ノ一1116

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜坂字清水ヶ谷1109、字上ノ山ノ一1116

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市立川町四丁目210、211、219、220、卯垣一丁目301、302、湯所町一丁目774から776まで、覚寺字下土居413の2、字一本松620、622、623、字女夫山779の2、字飛ト谷797の3、字穴ヶ谷東平801の2、字穴ヶ谷西平802の2(次の図に示す部分に限る。)、字上ノ山870の1、870の3、870の4、871の1、871の2、871の4、871の5、872の2、872の3、872の7から872の9まで、浜坂字上ノ山ノ一1110から1114まで、1120、1131から1133まで、字上ノ山ノ二1134、1142の1、1142の2、1142の5、1146、字北裏山1385の16から1385の18まで、1386の4、1386の13、百谷字神武363の2、字小礮羅364の2、字安畑479、479の1、字南谷496、字大沢502(次の図に示す部分に限る。)、字榎峠527の11、527の12

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)